２０２６年度
明石市放課後児童クラブ
児童募集のご案内

２０２６年４月１日入所

受付期間：２０２５年１１月４日（火）
～１１月２１日（金）

4月1日入所の受付は上記期間です。受付期間を過ぎて
からの申請はできません。必ず期間内にご提出ください。

明石市の放課後児童クラブは、保護者が就業等により昼間家庭にいない児童等を対象として、授業の終了後等に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的として開設しています。

放課後児童クラブの運営は、「公益財団法人こども財団」が明石市から受託して行います。

公益財団法人　こども財団　放課後児童クラブ担当

〒673-0883　明石市中崎１丁目４−1 中崎小学校内　北校舎４階

電話（０７８）９１５−８１７０　FAX（０７８）９１５−８１７５

２０２６年度 明石市放課後児童クラブ 入所児童募集要項

１．入所できる方　次の①～③の全てに当てはまる方が対象です。

① 市内の小学校に通学または市内に在住している児童（1年生～6年生）
② 保護者の就労、疾病等の理由により、昼間家庭において育成を受けることができない児童
③ 集団生活を営む上で著しく支障のない児童

※ 定員を超える申込みがある場合等、児童の学年や保護者の勤務状況、家族の状況などを考慮して入所児童を決定いたします。
※ 毎年、入所児童が増加しています。高学年などご家庭で過ごすことができるお子様は、ご利用を控えていただくなどご協力をお願いします。
※ 保護者負担金または延長利用料の滞納がある世帯は、入所を許可しません。
※ 放課後児童クラブはクラブでの生活を通して児童を育成する制度のため、一時的な利用はできません。
※ 市内在住で市外の小学校、または神戸大学附属小学校に通学している児童を除き、通学している小学校以外の児童クラブに入所することはできません。

入所事由	保護者の状況	入所可能期間
就　労 （自営業含む）	通勤時間を含め、おおむね 15 時頃まで勤務している	就労している期間 ※ 勤務内定や育児休業中等の場合、入所後14日以内に勤務を開始し、入所後1カ月以内に勤務開始日または復帰日以降に作成された「就労証明書」を提出してください。期限内に提出がない場合、原則、退所となります。
就　学	大学や職業訓練校、専門学校等に通っている	就学している期間
疾病・障害	病気やけが、または精神や身体に障害がある	療養を必要としなくなるまで
出　産	出産前後の休養が必要である ※育児休業中は入所できません。	産前は出産予定日より遡って8週間前に該当する月の初日から、産後は出産日から8週間を経過した月の末日まで
就職活動中	就職活動を継続的に行っている ※夏休みのみ、冬休みのみの入所は、できません。	入所後 90 日以内 ※入所後 90 日以内に勤務を開始し、「就労証明書」を提出してください。期限内にご提出いただけない場合、原則、退所となります。
親族の介護、看護	親族の介護または看護を継続的に行っている	介護または看護を必要としなくなるまで

▶▶ 書類提出後、入所事由や申込内容が変更となった場合は、速やかに、各放課後児童クラブまたは（公財）こども財団放課後児童クラブ担当にご連絡ください。

２．入所申込み、受付場所、入所決定



- 今年度から受付方法が変更になりましたのでご注意ください。
- **４月１日入所の受付期間は１１月４日（火）～２１日（金）です。**
  受付期間を過ぎてからの申請はできません。
- 受付期間終了後に転入・転勤などで保護者の状況が変わり、やむを得ず入所事由が発生し 4/1 入所を希望する場合、２月２０日（金）まで受付します。その場合は必要書類と本要項に同封されている申立書兼誓約書の「～受付期間終了後に 4/1 入所を申請される方～」を確認、記入して提出してください。ただし、入所事由が発生した日や事由が明確でない場合は受付できません。
- 申請方法等、ご不明な場合は（公財）こども財団放課後児童クラブ担当（℡078-915-8170）までお問い合わせください。

■通年（4月1日からの）入所

受付期間	受付場所・時間	入所について
１１月４日（火） ～ １１月２１日（金） 【必着】	各放課後児童クラブ 平　日 13：00～19：00 土曜日　9：00～17：00 または （公財）こども財団 放課後児童クラブ担当 平　日 9：00～17：30	＊申請内容を確認し、２０２６年２月末までに入所の可否を郵送で通知します。電話等による事前のお問い合わせには一切お答えできません。

■年度途中（4月15日以降）の入所

入所日	受付期間	受付場所・時間	入所について
各月１日 または １５日の いずれか	入所希望日 の１か月前 【必着】	各放課後児童クラブ 平　日 13：00～19：00 土曜日　9：00～17：00 または （公財）こども財団 放課後児童クラブ担当 平　日 9：00～17：30	＊申請内容を確認し、入所日の２週間前までに入所の可否を郵送で通知します。 ＊年度当初募集で定員に空きがある場合のみの入所になります。 ＊夏休み、冬休み期間のみの利用は 9 ページ「夏休みのみ入所」、10 ページ「冬休みのみ入所」をご覧ください。

郵送申込みについて

●通年（4月1日からの）入所、年度途中（4月15日以降）のいずれも郵送での申請ができます。
郵送申込みされる場合は、表紙　下欄記載の（公財）こども財団放課後児童クラブ担当（〒673-0883 明石市中崎1丁目4-1）宛てにお送りください。受付期間内必着です。

●書類不備により受付が出来ない場合がありますので、締め切りに余裕をもって郵送いただきますようお願いします。

●郵送書類の到着確認については対応できない場合があります。ご不安な場合は書留等をご利用ください。

3．入所申込みに必要な書類　（夏休みのみ入所・冬休みのみ入所も同様です。）

書　類　名	必 要 部 数
① 入所申請書兼延長育成利用申請書	児童1人につき1部
② 入所に関する同意書兼確認書	児童1人につき1部
③ 入所事由を証明する書類 （必要書類は 4 ページの表の通り）	同居のすべての保護者分 **※ 注1**
④「明石市放課後児童クラブ保護者負担金口座振替依頼書」 4 枚目のお客様保管②(明石市提出分) ・金融機関の窓口で手続き済みのもの ・8 ページ「7. 保護者負担金の口座振替」参照	児童1人につき1部 **※ 注1** ・継続入所等の方で、口座登録済みの場合は不要
⑤ 申立書兼誓約書 ・記載内容（就職活動中、育休復帰、勤務内定、就学予定または受付期間終了後に 4/1 入所を申請される方）に該当する方のみ	児童1人につき1部 **※ 注1**
⑥ 保護者負担金の世帯区分（変更）届出書と添付書類 ・6 ページ「5. 通年利用の費用　保護者負担金の世帯区分の適用」に該当する方のみ	児童1人につき1部 **※ 注1**
⑦ アレルギー等届出書 ・食物アレルギー等のため児童クラブから提供されるおやつが食べられない方のみ	児童1人につき1部

※ 注1　2人以上同時に申込みをされる場合は、児童氏名欄に対象児童全員の氏名を記入し、いずれかの児童1人分に添付して提出してください。

- 入所申込みに必要な書類は、本要項に同封されています。
- 必要書類は、証明年月日・発行年月日より3ヵ月以内のみ有効です。
- 書類不足・不備がある場合には、申込み受付はできません。
- 提出書類や申請等についてご不明な場合は、（公財）こども財団放課後児童クラブ担当（℡078-915-8170）までお問合せください。

▶▶ 入所事由を証明する書類

<table>
<tr><th>入所事由</th><th colspan="2">必 要 書 類</th></tr>
<tr><td rowspan="3">就　労
（自営業含む）</td><td colspan="2">就労証明書
※ 単身赴任等で別居している保護者の分は不要です。</td></tr>
<tr><td>自営業の方</td><td>就労証明書とあわせて個人事業を営んでいることがわかる書類をお願いします。（確定申告書・営業許可証・開業届等）</td></tr>
<tr><td>育児休業後の復職の方</td><td>育児休業後の復職の場合は、就労証明書の備考欄に「現在　育休中　○月○日復帰予定」と記載してください。入所後14日以内に勤務を開始し、入所後1カ月以内に復帰日以降に作成された「就労証明書」を提出してください。

育児休業後勤務に復職するための就労証明書が提出できない場合は、申立書兼誓約書を提出していただき、入所後14日以内に勤務を開始し、入所後1カ月以内に復帰日以降に作成された「就労証明書」を提出してください。</td></tr>
<tr><td>就　学</td><td colspan="2">① 在学証明書（原本）
② 授業カリキュラムの写し・または1週間のスケジュール表（学習に要する時間が分かるように記載してください。）学年、授業カリキュラムの内容等に変更があった場合は、再提出してください。</td></tr>
<tr><td>疾病・障害</td><td colspan="2">「医師が発行する診断書」（原本）または「身体障害者手帳等の写し」
※ 療養期間の記載のないもの、「家庭での育成（保育）が困難である」状況が不明のものは無効です。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">出　産</td><td>産前</td><td>母子健康手帳(表紙及び分娩予定日のページ)の写し</td></tr>
<tr><td>産後</td><td>母子健康手帳(出生届出済証明のページ)の写し等出生日のわかるもの</td></tr>
<tr><td>就職活動中</td><td colspan="2">申立書兼誓約書
※就職活動を事由とした誓約書を提出して入所できるのは、年度中に一度限りです。
<u>※就職活動を事由に夏休みのみ、冬休みのみの入所はできません。</u></td></tr>
<tr><td>親族の介護・看護</td><td colspan="2">① 「介護・看護を受ける者の診断書」（原本）または「身体障害者手帳等の写し」
※ 療養期間の記載のないものは無効です。
② 1週間のスケジュール表
（介護・看護に要する時間が分かるように記載してください。）</td></tr>
</table>

- 各様式は明石市役所ホームページからダウンロードできます。
  ダウンロードする場合は必ず放課後児童クラブの様式でご準備ください。
  所定の様式ではない場合は書類不備となり受付ができませんのでご注意ください。

- 「明石市放課後児童クラブ保護者負担金口座振替依頼書」については、複写式となっているためダウンロードできません。必ず入所申請関係書類の配布場所にてお受け取りください。



4．開所日および開所時間　（２０２５年１０月現在）

（1）開所期間　2026年4月1日（水）から2027年3月31日（水）まで

（2）閉 所 日　日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、
12月29日から翌1月3日まで、8月13日から8月15日まで

（3）開所時間

曜　日	通常時間	延長時間(朝) 希望者のみ	延長時間(夕方) 希望者のみ
平日（月～金曜日） （授業などがある日）	授業終了後 ～17:00	実施なし	① 17:00～18:30 または ② 17:00～19:00
土 曜 日	8:30～17:00	8:00～8:30	実施なし
長期休業日・代休日 （土曜日を除く）			平日と同じ

●延長時間(夕方)は、保護者または代理の大人のお迎えが必ず必要です。

●気象警報発令時・暑さ指数（WBGT）等の理由で、開所時間の変更や臨時閉所をすることがあります。

●長期休業日（夏季・冬季）の開所期間は、夏休みのみ及び冬休みのみ入所と同様となります。

●春季休業日については、通っている学校の卒業式または3学期の終業式から、1学期の始業式または入学式まで。ただし、上記開所期間は 3 月 15 日から 4 月 15 日までの間に限ります。



5．通年利用の費用　（2025年10月現在）

■ 基本費用（児童1人あたり）

費用種類	世帯区分等	金額	
		月額	8月
① 保護者負担金	下記以外の世帯	8,000円	12,000円
	市民税非課税世帯 生活保護世帯	2,000円	3,000円
	ひとり親家庭世帯	4,000円	6,000円
② 実費	おやつ・教材費	1,600円	
③ 延長利用料（希望者のみ）	17:00～18:30	2,000円	
	17:00～19:00	2,500円	
④ スポーツ保険料	年度につき1回	(年額)800円	

▶▶ 費用種類に関する注意点

・「①保護者負担金」～「③延長利用料」は、出欠日数により変動いたしません。
・「①保護者負担金」は兄弟姉妹が同時に利用する場合、最年少児童以外2割減額になります。
・「①保護者負担金」、「②実費」は、月の15日以降の入所または15日までに退所した場合には、半額になります。
・①～④が未納となり、2ヵ月経過しても納付がない場合は退所していただきます。
・延長時間（朝）は無料です。

▶▶ 費用徴収時期と方法

・「①保護者負担金」～「③延長利用料」の合計額を指定の口座から毎月分引き落とします。
・「④スポーツ保険料」は、年度初回のみ引き落とします。
・口座振替日、口座振替手続きは、8ページ「7．保護者負担金の口座振替」を参照ください。

▶▶ 保護者負担金の世帯区分の適用

下記のいずれかに該当する場合は、各世帯区分の額を適用しますので、「保護者負担金の世帯区分（変更）届出書」を記入のうえ、添付書類と合わせて提出してください。

世帯区分	必要書類
市民税非課税世帯	市民税非課税証明書　すべての保護者分（原本） ※生計を同一とする家族全員の申告が必要です。 ※4～6月入所・在籍の場合は前年1月1日時点、7月～翌年3月に入所・在籍の場合は同年1月1日時点、明石市に住民登録があった方については、添付は不要です。
生活保護世帯	生活保護受給証明書(原本) ※明石市で受給中の方については、添付は不要です。
ひとり親家庭等の世帯	児童扶養手当証書の写し　または 母子家庭等医療費受給者証の写し ※明石市で受給中の方については、添付は不要です。

※ 2025年度の市民税が非課税世帯の場合は、2026年6月分まで適用します。
2026年7月分以降の適用については、2026年度市民税非課税世帯に限ります。

※ 児童扶養手当が全部停止になった場合、支給対象月まで適用します。

※ 離婚前であっても、離婚調停中の手続き中であることを証明できる書類（調停期日呼出状（通知書）の写し）等がある場合は、配偶者の所得を含めないで算定するため、非課税世帯に該当する場合があります。詳しくは明石市こども育成室放課後児童クラブ担当（℡918―6004）までお問い合わせください。

※ 入所後に該当世帯になられた場合は、届出をされた月からの適用となります。また、世帯区分の適用後に該当しなくなった場合、「利用変更届」の提出が必要です。該当しなくなった月の翌月分から変更となります。



6．退所・休所

休所、または退所される場合は、「利用変更届」に必要事項を記入のうえ、各放課後児童クラブまたは、(公財)こども財団放課後児童クラブ担当へ提出してください。(2週間前を目安に)

「利用変更届」の提出がない場合や届出日によっては、児童クラブを1日も利用していなくても、保護者負担金及び延長利用料をお支払いいただくことになりますので、以下の点にご注意ください。

※「利用変更届」は各児童クラブに備え付け、または市ホームページからダウンロードできます。

(1)退所の場合

退所される場合は、申請者・児童氏名等のほか、事由(利用の取り止め)欄に記入して提出してください。月の途中での退所の場合、15日までの利用であれば当月分の保護者負担金は半額になります。(ただし、延長利用料は半額になりません。)

(2)休所の場合

児童の疾病・入院その他、保護者の都合により、月初から末日までの1か月間(1年度に1回に限り)利用しないことができます。その場合、該当月の保護者負担金はかかりません。

※ 半月単位や、月をまたがっての休所はできません。ただし、夏休み期間(教育委員会が定める夏季休業期間)に限りその期間の休所が可能です。この場合、1か月半(7月分の半額と8月分の全額)の保護者負担金はかかりません。

7．保護者負担金の口座振替

放課後児童クラブの保護者負担金(6 ページ 5.通年利用の費用①～④)の納付は、口座振替でお願いしています。次の場合は口座振替の手続きが必要です。(継続入所の方は不要です。)

・初めて、放課後児童クラブに入所するとき
・すでに登録している、金融機関や口座名義人を変更するとき

(1) 口座振替の手続き方法

「明石市放課後児童クラブ保護者負担金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を記入例(12ページ)を参考に、必要事項を記入・押印(1・2枚目に銀行届出印を押印)し、取扱金融機関の窓口にて直接お手続きください。手続き完了後、3・4枚目が返却されますので、そのうちの4枚目(お客様保管②(明石市提出分))を入所申請時に提出してください。

※ 口座振替手続きまでに1ヶ月程度要する場合がございますのでご了承ください。

(2) 取扱金融機関

・三井住友銀行 ・みなと銀行 ・三菱 UFJ 銀行 ・りそな銀行 ・但馬銀行 ・百十四銀行 ・中国銀行
・日新信用金庫 ・播州信用金庫 ・姫路信用金庫 ・淡路信用金庫 ・但陽信用金庫 ・近畿労働金庫
・神戸信用金庫 ・兵庫信用金庫 ・西兵庫信用金庫 ・大阪協栄信用組合 ・なぎさ信用漁業協同組合
・ゆうちょ銀行の本・支店 ・あかし農業協同組合 ・兵庫南農業協同組合の明石市内にある本・支店

(3) 口座振替日(2026年度)

4月分	4月30日	8月分	8月31日	12月分	1月 4日
5月分	6月 1日	9月分	9月30日	1月分	2月 1日
6月分	6月30日	10月分	11月 2日	2月分	3月 1日
7月分	7月31日	11月分	11月30日	3月分	3月31日

※ 振替日は毎月末日(その日が銀行の休日にあたるときは翌営業日)となります。

※ 預金残高が不足しないよう、ご準備をお願いします

8．夏休みのみ入所

※ 定員に空きがある場合のみの入所となります。（希望者全員の入所をお約束するものではありません。）
※ 定員を超える申込みがある場合等、児童の学年や保護者の勤務状況、家族の状況などを考慮して入所児童を決定します。毎年入所児童が増加しています。高学年など、ご家庭で過ごすことができるお子様は、ご利用を控えていただくなどご協力をお願いします。
※ 申込みにあたり、就労時間の制限はありません。
※ 就職活動を事由に入所することはできません。
※ 8ページ「6.退所・休所」の休所の適用はありません。

入所申込み、受付場所、入所決定

提出書類	通年の入所と同様 ※明石市放課後児童クラブ入所申請書兼延長育成利用申請書の入所希望日の『夏休みのみ入所』に☑をつけてください。
受付期間	**２０２６年５月７日（木）～２０２６年５月２２日（金）** **※ 受付期間が過ぎてからの申請は、受付できません。**
窓口受付場所 ※ 郵送の場合は、こども財団放課後児童クラブ担当へ	各放課後児童クラブ 平　日　13:00～19:00 土曜日　9:00～17:00 または （公財）こども財団 放課後児童クラブ担当 平　日　9:00～17:30
入所決定の結果	2026年6月末までに郵送で通知します。電話等による事前のお問い合わせには一切お答えできません。

開所日および開所時間　（２０２５年１０月現在）

（1）開所期間：通っている学校の1学期の終業式から2学期の始業式まで。
ただし、上記開所期間は、7 月 15 日から 8 月 31 日の間に限る。
（2）閉 所 日：日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、8月13日から8月15日まで
（3）開所時間

曜　日	通常時間	延長時間(朝) (希望者のみ)	延長時間(夕方) (希望者のみ)
平　　日 (授業などがある日)	授業終了後～17:00	な し	①17:00～18:30 または ②17:00～19:00
月～金曜日	8:30～17:00	8:00～8:30	
土　曜　日			な し

費用：児童１人あたり　（２０２５年１０月現在）

費用種類	金　額	徴収時期と方法
①　保護者負担金	16，000円 （7月：4,000円、8月：12，000円） ・出席・欠席の日数には関わりません。 ・世帯区分ごとに金額が異なります。 ・兄弟姉妹割引：兄弟姉妹が同時に利用する場合、最年少児童以外は2割減額します。	納付方法：口座振替 ①～③の合計を指定の口座から引き落とします。 （8ページ「7(3)口座振替日」参照）
② 延長利用料 （希望者のみ）	① 17:00～18:30　月額　2，000円　または ② 17:00～19:00　月額　2，500円 ※ 延長時間（朝）8:00～8:30 は無料です。	
③ 実費 （おやつ・教材費）	2,400円（7月：800円、8月：1,600円）	
④ スポーツ保険料	年額　800円	年度初回のみ上記にあわせて口座振替します。

※ その他の事項については、通年分の募集要項に記載している内容と同様となります。

9．冬休みのみ入所

※ 定員に空きがある場合のみの入所となります。（希望者全員の入所をお約束するものではありません。）
※ 定員を超える申込みがある場合等、児童の学年や保護者の勤務状況、家族の状況などを考慮して入所児童を決定します。毎年入所児童が増加しています。高学年など、ご家庭で過ごすことができるお子様は、ご利用を控えていただくなどご協力をお願いします。
※ 申込みにあたり、就労時間の制限はありません。
※ 就職活動を事由に入所することはできません。
※ 8ページ「6.退所・休所」の休所の適用はありません。

入所申込み、受付場所、入所決定

提出書類	通年の入所と同様 ※明石市放課後児童クラブ入所申請書兼延長育成利用申請書の入所希望日の『冬休みのみ入所』に☑をつけてください。
受付期間	**２０２６年１０月１日（木）～２０２６年１０月９日（金）** **※ 受付期間が過ぎてからの申請は、受付できません。**
窓口受付場所 ※ 郵送の場合は、こども財団放課後児童クラブ担当へ	各放課後児童クラブ 平　日　13:00～19:00 土曜日　9:00～17:00 または （公財）こども財団 放課後児童クラブ担当 平　日　9:00～17:30
入所決定の結果	2026年11月上旬までに郵送で通知します。電話等による事前のお問い合わせには一切お答えできません。

開所日および開所時間　（２０２５年１０月現在）

（1）開所期間：2026年12月21日（月）から2027年1月9日（土）まで。
（2）閉 所 日：日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日まで
（3）開所時間

曜　日	通常時間	延長時間（朝）（希望者のみ）	延長時間（夕方）（希望者のみ）
平　日（授業などがある日）	授業終了後～17:00	な し	①17:00～18:30 または ②17:00～19:00
月～金曜日	8:30～17:00	8:00～8:30	
土　曜　日			な し

費用：児童１人あたり　（２０２５年１０月現在）

費用種類	金　額	徴収時期と方法
① 保護者負担金	8，000円 （12月：4,000円、1月：4,000円） ・出席・欠席の日数には関わりません。 ・世帯区分ごとに金額が異なります。 ・兄弟姉妹割引：兄弟姉妹が同時に利用する場合、最年少児童以外は2割減額します。	納付方法：口座振替 ①～③の合計を指定の口座から引き落とします。（8ページ「7(3)口座振替日」参照）
② 延長利用料（希望者のみ）	① 17:00～18:30　月額　2，000円　または ② 17:00～19:00　月額　2，500円 ※ 延長時間（朝）8:00～8:30 は無料です。	
③ 実費（おやつ・教材費）	1,600円（12月・1月：各800円）	
④ スポーツ保険料	年額　800円	年度初回のみ上記にあわせて口座振替します。

※ その他の事項については、通年分の募集要項に記載している内容と同様となります。

記 入 例

こどもコード

2026 年度　明石市放課後児童クラブ入所申請書兼延長育成利用申請書

2025 年 11 月 10 日

明石市長　様

〒 673－0883
申請者　住所　明石市中崎１丁目 4－1
（保護者 1）氏名　明石　花子
電話　080－1234－5678　携帯(母、父、その他(　　))
（保護者 2）氏名　明石　太郎
電話　080－1111－2222　携帯(母、父、その他(　　))

明石市放課後児童クラブを利用したいので、次のとおり申請します。

入所希望日	☑ 通年　4 月　☑1 日入所希望 ☐ 夏休みのみ入所（受付期間： 5／7～ ☐ 冬休みのみ入所（受付期間：10／1～		
入所希望児童名 フリガナ（ アカシ　カイ ） 氏　名 明石　海	性　別 男 ・ (女)	生年月日 2019 年 5 月 5 日	☐兄弟姉妹が児童クラブに入所している名前（　　） ☐前回登録済の口座を利用する
	※2026 年 4 月現在 第 1 学年	通学する小学校名 中　崎　小学校	
入学前の利用施設【新 1 年生のみ記入】		な　か　さ　き	

兄弟姉妹が一緒に児童クラブに入所する場合、またはすでに入所している場合はチェックして名前を記入してください。

過去に本児童または兄弟姉妹が入所していた等、登録口座があり、その口座を使用する場合はチェックしてください。

入所希望理由	☑就労　☐就学　☐疾病・障害　☐出産　☐就職活動中　☐親族の介護、看護				
生計を同一とする家族の状況 ※入所希望児童以外	児童との続柄	氏　名	生年月日	職業等	備　考 (別居中等)
	父	明石　太郎	1986・11・11	会社員	単身赴任中
	母	明石　花子	1987・12・24	会社員	
	弟	明石　青空	2021・10・10	なかさきこども園	
			・　・		
			・　・		

夕方延長の利用について記入してください。
朝延長の利用については入所決定後、別途申請が必要です。

・2・3・(4)・5 日　利用予定　※○をつけてください。
　　・　(なし)
※現時点の予定でご記入ください。入所審査には影響しません。

延長育成の利用	☐延長育成を利用しない　☑午後 6 時 30 分まで利用　☐午後 7 時まで利用 延長育成を利用する理由（　子どもの帰宅時間に在宅が間に合わないため　） 延長お迎え予定時間（18：25）お迎え／(母)・父・その他（　　）
特記事項	児童の健康状況や既往症、アレルギー等、伝えておきたいことはありますか。 ☐特になし ☑あり（具体的に：　感情の起伏が激しい、集団生活が少し苦手　） ☐特別支援学級に通います。 ☐障害に関する手帳／申請中・有（等級など　　）※手帳のコピーを添付してください。 ご記入いただいた特記事項について、支援員が入学前に通っていた施設または小学校に普段の様子をお伺いすることがあります。ご了承くださいますようお願いいたします。 申請者は、支援員の調査に、（ ☑ 同意します ／ ☐ 同意しません ）

申請者は、明石市が、本申請の審査に必要な範囲で、世帯員の住民基本台帳の記載事項を確認することに、（ ☑ 同意します／ ☐ 同意しません）。
※同意されない場合は、住民票の写し等、審査に必要な書類を別途ご提出いただくことがあります。

(注)この申請書には、次の区分により必要な書類を添付してください。（書類がそろってから入所審査を行います。）
(1)　保護者の就労を理由として申請される場合　　就労証明書
(2)　保護者の疾病（長期入院等）を理由として申請される場合　　医師の診断書
(3)　その他の理由により申請される場合　　当該事実を証明することができる書類

受取者名

受付印

記 入 例

申請書提出前に、金融機関の窓口にて手続きをしてください。
３枚目、４枚目が銀行から返却されますので、４枚目の
「お客様保管②明石市提出分」を申請書と合わせて提出してください。

様式第１号（第５条関係）

明石市

明石市放課後児童クラブ保護者負担金　口座振替依頼書 自動払込利用申込書

2025 年 00 月 00 日

取扱金融機関　様

保護者	住所	〒673－0883 明石市中崎１丁目4－１
	氏名	明石　花子　☎（080）1234－5678

（振替・払込開始月）
明石市に支払うべき

2026 年 4 月分　保護者負担金から
下記の約定を確約し、指定預金口座より
口座振替による納付を依頼します。

振替・払込日はご利用月の末日となります。
なります。

こどもコード	児童クラブ名	児童氏名
	中崎	明石　海

保護者（親）名義以外でも可

記

銀行届出印を押印（注：２枚目も）

1　指定金融機関・口座

フリガナ	アカシ　タロウ	届出印	住所	明石市中崎１丁目4－１
口座名義人	明石　太郎			

ゆうちょ銀行	払込先口座番号	01180－6－53300		払込先加入者名	明石市会計管理者
	種目コード	種別	通帳記号	通帳番号	
	1	6 6 3 0	1 0 ※		

ゆうちょ銀行はこちらに記入
「０」でうめてください。

└6桁目がある場合は※欄にご記入ください。

	金融機関名	店舗名	預金種別	口座番号（右づめで記入のこと）
ゆうちょ銀行以外の金融機関	こども　銀行・信用金庫・組合	明石　本店・支店・出張所	1 普通・2 当座	1 2 3 4 5 6 7

令	口座振替依頼書（自動払込申込書）に不備がありましたら、該当箇所に○印をご返送ください。	取扱店日附印
	相違 相違 金種目・名義人） ）	

金融機関使用欄		
受付	印鑑照合	検印

＜取扱金融機関＞
- 三井住友銀行・みなと銀行・三菱 UFJ 銀行・りそな銀行
- 但馬銀行・百十四銀行・中国銀行・日新信用金庫
- 播州信用金庫・姫路信用金庫・淡路信用金庫
- 但陽信用金庫・近畿労働金庫・神戸信用金庫
- 兵庫信用金庫・西兵庫信用金庫・大阪協栄信用組合
- なぎさ信用漁業協同組合・ゆうちょ銀行の本・支店
- あかし農業協同組合・兵庫南農業協同組合の明石市内にある本・支店

放課後児童クラブ一覧　〔２０２５年１０月現在〕

全ての児童クラブが各小学校の敷地内にあります。

	クラブ名	所在地	電話番号
1	松が丘児童クラブ	松が丘 3-1-1（松が丘小学校内）	917－1755
2	朝霧児童クラブ	朝霧東町 1-1-40（朝霧小学校内）	911－4150
3	人丸児童クラブ	東人丸町 26-29（人丸小学校内）	914－4498
4	中崎児童クラブ	中崎 1-4-1（中崎小学校内）	913－5290
5	明石児童クラブ	山下町 12-21（明石小学校内）	920－8864
6	大観児童クラブ	大明石町 2-8-30（大観小学校内）	913－8234
7	王子児童クラブ	王子 1-1-1（王子小学校内）	927－8535
8	林児童クラブ	林崎町 1-8-10（林小学校内）	925－3218
9	和坂児童クラブ	和坂 2-12-1（和坂小学校内）	927－6893
10	鳥羽児童クラブ	西明石北町 2-2-1（鳥羽小学校内）	927－2201
11	沢池児童クラブ	明南町 3-3-1（沢池小学校内）	921－0911
12	藤江児童クラブ	藤江 235（藤江小学校内）	922－7512
13	花園児童クラブ	西明石南町 1-1-10（花園小学校内）	927－0911
14	貴崎児童クラブ	貴崎 5-5-52（貴崎小学校内）	925－6097
15	大久保児童クラブ	大久保町大久保町 430（大久保小学校内）	935－2986
16	大久保南児童クラブ	大久保町ゆりのき通 3-1（大久保南小学校内）	935－5401
17	高丘東児童クラブ	大久保町高丘 3-2（高丘東小学校内）	934－6460
18	高丘西児童クラブ	大久保町高丘 7-23（高丘西小学校内）	936－6136
19	山手児童クラブ	大久保町大窪 1600（山手小学校内）	934－7585
20	谷八木児童クラブ	大久保町谷八木 878（谷八木小学校内）	934－6671
21	江井島児童クラブ	大久保町西島 252（江井島小学校内）	947－2990
22	魚住児童クラブ	魚住町清水 570（魚住小学校内）	947－6785
23	清水児童クラブ	魚住町清水 1752-2（清水小学校内）	942－0932
24	錦が丘児童クラブ	魚住町錦が丘 1-17-5（錦が丘小学校内）	947－4500
25	錦浦児童クラブ	魚住町西岡 1349（錦浦小学校内）	947－3572
26	二見児童クラブ	二見町東二見 454（二見小学校内）	943－6468
27	二見北児童クラブ	二見町福里 274（二見北小学校内）	943－1833
28	二見西児童クラブ	二見町西二見 383-34（二見西小学校内）	944－1809

〒673-0883
明石市中崎１丁目４－１ 中崎小学校内　北校舎4階
公益財団法人　こども財団　放課後児童クラブ担当
電話（078）915－8170　FAX（078）915－8175
URL　http://www.akashi-houkago-jidou-club.jp/